

令和2年8月3日

各小中学校長 様

熊野市教育委員会事務局
学校教育課長

修学旅行における中止や延期の判断基準について

このことについて、下記のとおりとします。なお、今後の感染状況により、当該校と市教育委員会の協議の上、対応が変更することもあることを申し添えます。

記

1 中止や延期の判断について

- (1) 以下に該当する場合、中止または延期とします。
- ① 三重県または目的地県に「緊急事態宣言」が発令されている場合
 - ② 三重県または目的地県が「特定（警戒）都道府県」に該当する感染状況となった場合
 - ③ 児童生徒及び教職員が実施2週間前以降に感染し、臨時休業となった場合
 - ④ その他熊野市教育委員会が中止と判断した場合
- (2) 以下に該当する場合、保健所や医療機関の指示のもと判断します。
- ① 児童生徒及び教職員が実施2週間前以降に濃厚接触者となった場合
 - ② 市内で感染者が発生し、感染状況が不明確な場合
 - ③ 目的地で、感染者が発生し、当該施設が閉鎖となっている場合

以上

事務担当：熊野市教育委員会事務局 学校教育課 森倉睦成
TEL 0597-89-4111（内417） / FAX 0597-89-6614
イントラPC メール kmk793@kumano-city.ed.jp